

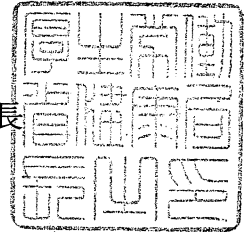
健発0304第2号

平成25年3月4日

全国管工事業協同組合連合会

会長 大澤 規郎 殿

厚生労働省健康局長



第55回「水道週間」への御協力について（依頼）

水道行政の推進につきましては、かねてよりご理解と御協力を賜りありがとうございます。

さて、今年も昨年同様、6月1日（土）から6月7日（金）までの1週間を「水道週間」とし、別添「第55回「水道週間」実施要綱」に基づき実施することにしております。

本週間は、国民各層に対して、水道事業の現状や、より質の高い安全で良質な水を安定的に供給するための課題について理解を深め、今後の水道事業の取組について協力を得るために重要な意義を持つものであります。

本週間の趣旨を御理解の上、格別の御配慮をお願いいたします。

なお、協力について御承諾の節は、その旨御回報願います。

また、広報活動等の展開は「水道週間」の期間にとどまる必要はありません。特に水道施設の耐震化は喫緊の問題でもあり、今般「水道耐震化推進プロジェクト」を立ち上げました。今後、費用対効果の高い広報PRの手法をお示し、必要に応じて、各実施機関が連携協力して活動内容を企画、実施する場を設けたいと考えておりますので、その際にはご協力方よろしくをお願いいたします。

第55回「水道週間」実施要綱

1. 名 称 第55回「水道週間」
2. 期 間 平成25年6月1日（土）から6月7日（金）まで

3. 趣 旨

我が国の水道は、今やほとんどの国民が利用できるまでに普及しており、健康で文化的な国民生活や様々な社会経済活動を支える必要不可欠な生活基盤施設となっている。

一方、総人口が減少に転じ、給水収益は減少の一途をたどるとともに、事業体職員も減少していき、水道事業の運営、経営はますます厳しくなっている。その反面、老朽化しつつある施設の更新・再構築、地震等の災害対策の推進、安全・快適な水の供給の確保等、水道に求められる水準は一層高まっている。

特に、昨年の東日本大震災を教訓にして、災害に強い水道づくりや、全国の水道事業者による被災地への広域応急給水・復旧体制整備など、災害対策、危機管理面は、抜本的な強化が必要である。

こうした状況を踏まえ、国民各層に対して、水道の現状や課題について理解を深め、今後の水道事業の取組について協力を得るために「水道週間」を設け、関係者が連携して広報活動等を重点的に実施するものである。

4. 実施機関

- (1) 主 催 厚生労働省及び水道週間の趣旨に賛同する都道府県
- (2) 協力団体 社団法人日本水道協会
一般社団法人日本水道工業団体連合会
一般社団法人全国上下水道コンサルタント協会
公益財団法人水道技術研究センター
公益財団法人給水工事技術振興財団
全国簡易水道協議会
全国管工事業協同組合連合会
一般社団法人全国給水衛生検査協会
株式会社日本水道新聞社
株式会社水道産業新聞社

5. 実施目標

本年は、「復興の未来と生命（いのち）照らす水」をスローガンに、次の(1)から(7)までに掲げる事項を広報活動等の主な目標とし、各地域の実情に即して実施するものである。

- (1) 災害に強い水道づくりのため、水道施設・管路の耐震化の促進について、国民の理解と協力を求めること。

- (2) 渇水や水需要の増大に対処するため、水源開発の必要性や節水の重要性について、国民の理解を求めること。
- (3) 感染性微生物問題等の新たな水質問題への対応を含めて、安全で良質な水道水の供給を確保するため、水道水源の水質保全や高度浄水施設の整備について、国民の理解と協力を求めること。
- (4) 給水装置に関する制度の円滑な実施を図るとともに、維持管理の重要性について理解と協力を求めること。
- (5) 水道事業経営の仕組みや水道料金等について、正しい知識を提供し、理解を得ること。
- (6) 簡易専用水道や小規模貯水槽の管理について、正しい知識を提供し、管理の重要性について理解を得ること。
- (7) 地域水道ビジョンについて、需要者への情報提供と理解の向上を図ること。

6. 実施方法

「水道週間」の期間にとどまらず、効果的な広報活動等を展開するため、必要に応じて、各実施機関が連携協力して活動内容を企画、実施する場を設ける。

(1) 厚生労働省

関係団体と連携を密にして、本運動の全国的な推進を図ることとし、概ね次に掲げる事項について実施する。

ア. 都道府県、報道機関等への情報、資料の提供及びその協力による本運動の目標達成のための広報活動

イ. 本運動の推進に必要な資料の作成及び配布

ウ. 記念行事の開催

(2) 都道府県

水道週間の趣旨に賛同する都道府県は、市町村及び水道事業者の実情に応じた実施計画を作成する等、本運動の推進を図るため、概ね次に掲げる事項について実施する。なお、東日本大震災の津波による被災地及び東京電力福島第一原子力発電所の事故による原子力災害被災地においては、まずは被災地の復旧・復興を最優先し、可能な範囲で柔軟に対応していただきたい。

ア. 報道機関等への情報、資料の提供及びその協力による本運動の目標達成のための広報活動

イ. 保健所活動を中心とした小規模水道、簡易専用水道等の貯水槽、飲用井戸等の衛生確保に関する広報活動

ウ. 水道事業者等の行う本運動に対する指導及び援助

(3) 協力団体

各団体の機能に応じ、広報計画、実施計画を作成し、本運動の推進を図るものとし、概ね次に掲げる事項について実施する。

ア. 機関誌等の媒体、傘下会員等を通じた広報活動、及び関係行事の開催

イ. 記念行事を始め諸行事の実施に対する協力及び援助

ウ. 本運動の実施に必要な情報等の提供

新

第5.5回「水道週間」実施要綱

1. 名称 第5.5回「水道週間」

2. 期間 平成2.5年6月1日(土)から6月7日(金)まで

3. 趣旨

我が国の水道は、今やほとんどの国民が利用できるまでに普及しており、健康で文化的な国民生活や様々な社会経済活動を支える必要不可欠な生活基盤施設となっている。

一方、総人口が減少に転じ、給水収益は減少の一途をたどるとともに、事業体職員も減少していき、水道事業の運営、経営はますます厳しくなっている。その反面、老朽化しつつある施設の更新・再構築、地震等の災害対策の推進、安全・快適な水の供給の確保等、水道に求められる水準は一層高まっている。

特に、東日本大震災を教訓にして、災害に強い水道づくりや、全国的水道事業者による被災地への広域応急給水・復旧体制整備など、災害対策、危機管理面は、抜本的な強化が必要である。

こうした状況を踏まえ、国民各層に対して、水道の現状や課題について理解を深め、今後の水道事業の取組について協力を得るために「水道週間」を設け、関係者が連携して広報活動等を重点的に実施するものである。

4. 実施機関

(1) 主催 厚生労働省及び水道週間の趣旨に賛同する都道府県
社団法人日本水道協会

(2) 協力団体 一般社団法人日本水道工業団体連合会
一般社団法人全国上下水道コンサルタント協会
公益財団法人水道技術研究センター
公益財団法人給水工事業技術振興財団
全国簡易水道協議会
全国管工事業協同組合連合会
一般社団法人全国給水衛生検査協会
株式会社日本水道新聞社
株式会社水道産業新聞社

旧

第5.4回「水道週間」実施要綱

1. 名称 第5.4回「水道週間」

2. 期間 平成2.4年6月1日(金)から6月7日(木)まで

3. 趣旨

我が国の水道は、今やほとんどの国民が利用できるまでに普及しており、健康で文化的な国民生活や様々な社会経済活動を支える必要不可欠な生活基盤施設となっている。

一方、総人口が減少に転じ、節水機器の普及によって、給水収益は減少の一途をたどるとともに、事業体職員も減少していき、水道事業の運営、経営はますます厳しくなっている。その反面、老朽化しつつある施設の更新・再構築、地震等の災害対策の推進、安全・快適な水の供給の確保等、水道に求められる水準は一層高まっている。

特に、昨年の東日本大震災を教訓にして、災害に強い水道づくりや、全国的水道事業者による被災地への広域応急給水・復旧体制整備など、災害対策、危機管理面は、抜本的な強化が必要である。

こうした状況を踏まえ、国民各層に対して、水道の現状や課題について理解を深め、今後の水道事業の取組について協力を得るために「水道週間」を設け、関係者が連携して広報活動等を重点的に実施するものである。

4. 実施機関

(1) 主催 厚生労働省及び水道週間の趣旨に賛同する都道府県
社団法人日本水道協会

(2) 協力団体 一般社団法人日本水道工業団体連合会
一般社団法人全国上下水道コンサルタント協会
財団法人水道技術研究センター
財団法人給水工事業技術振興財団
全国簡易水道協議会
全国管工事業協同組合連合会
一般社団法人全国給水衛生検査協会
株式会社日本水道新聞社
株式会社水道産業新聞社

新	新
<p>5. 実施目標 本年は、「<u>さあ今日も 水と元気が 蛇口から</u>」をスローガンに、次の(1)から(7)までに掲げる事項を広報活動等の主な目標とし、各地域の実情に即して実施するものである。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 災害に強い水道づくりのため、水道施設・管路の耐震化の促進について、国民の理解と協力を求めること。 (2) 渇水や水需要の増大に対処するため、水源開発の必要性や節水の重要性について、国民の理解を求めること。 (3) 感染性微生物問題等の新たな水質問題への対応を含めて、安全で良質な水道水の供給を確保するため、水道水源の水質保全や高度浄水施設の整備について、国民の理解と協力を求めること。 (4) 給水装置に関する制度の円滑な実施を図るとともに、維持管理の重要性について理解と協力を求めること。 (5) 水道事業経営の仕組みや水道料金等について、正しい知識を提供し、理解を得ること。 (6) 簡易専用水道や小規模貯水槽の管理について、正しい知識を提供し、管理の重要性について理解を得ること。 (7) 地域水道ビジョンについて、公表により需要者への情報提供と理解の向上を図ること。 	<p>5. 実施目標 本年は、「<u>復興の 未来と生命 (いのち) 照らす水</u>」をスローガンに、次の(1)から(7)までに掲げる事項を広報活動等の主な目標とし、各地域の実情に即して実施するものである。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 災害に強い水道づくりのため、水道施設・管路の耐震化の促進について、国民の理解と協力を求めること。 (2) 渇水や水需要の増大に対処するため、水源開発の必要性や節水の重要性について、国民の理解を求めること。 (3) 感染性微生物問題等の新たな水質問題への対応を含めて、安全で良質な水道水の供給を確保するため、水道水源の水質保全や高度浄水施設の整備について、国民の理解と協力を求めること。 (4) 給水装置に関する制度の円滑な実施を図るとともに、維持管理の重要性について理解と協力を求めること。 (5) 水道事業経営の仕組みや水道料金等について、正しい知識を提供し、理解を得ること。 (6) 簡易専用水道や小規模貯水槽の管理について、正しい知識を提供し、管理の重要性について理解を得ること。 (7) 地域水道ビジョンについて、公表により需要者への情報提供と理解の向上を図ること。
<p>6. 実施方法 「水道週間」の期間にとどまらず、効果的な広報活動等を展開するため、必要に応じて、各実施機関が連携協力して活動内容を企画、実施する場を設ける。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 厚生労働省 関係団体と連携を密にして、本運動の全国的な推進を図ることとし、概ね次に掲げる事項について実施する。 ア. 都道府県、報道機関等への情報、資料の提供及びその協力による本運動の目標達成のための広報活動 イ. 本運動の推進に必要な資料の作成及び配布 	<p>6. 実施方法 「水道週間」の期間にとどまらず、効果的な広報活動等を展開するため、必要に応じて、各実施機関が連携協力して活動内容を企画、実施する場を設ける。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 厚生労働省 関係団体と連携を密にして、本運動の全国的な推進を図ることとし、概ね次に掲げる事項について実施する。 ア. 都道府県、報道機関等への情報、資料の提供及びその協力による本運動の目標達成のための広報活動 イ. 本運動の推進に必要な資料の作成及び配布
<p>(2) 都道府県 水道週間の趣旨に賛同する都道府県は、市町村及び水道事業者の実情に応じた実施計画を作成する等、本運動の推進を図るため、概ね次に掲げる事項について実施する。なお、<u>東日本大震災</u>の津波による被災地及び東京電力福島第一原子力発電所の事故による原子力災</p>	<p>(2) 都道府県 水道週間の趣旨に賛同する都道府県は、市町村及び水道事業者の実情に応じた実施計画を作成する等、本運動の推進を図るため、概ね次に掲げる事項について実施する。なお、<u>東日本大震災</u>の津波による被災地及び東京電力福島第一原子力発電所の事故による原子力災</p>

新	新
<p>害被災地においては、まずは被災地の復旧・復興を最優先し、可能な範囲で柔軟に対応していただきたい。</p> <p>ア．報道機関等への情報、資料の提供及びその協力による本運動の目標達成のための広報活動</p> <p>イ．保健所活動を中心とした小規模水道、簡易専用水道等の貯水槽、飲用井戸等の衛生確保に関する広報活動</p> <p>ウ．水道事業者等の行う本運動に対する指導及び援助</p> <p>(3) 協力団体</p> <p>各団体の機能に応じ、広報計画、実施計画を作成し、本運動の推進を図るものとし、概ね次に掲げる事項について実施する。</p> <p>ア．機関誌等の媒体、傘下会員等を通じた広報活動、及び関係行事の開催</p> <p>イ．記念行事を始め諸行事の実施に対する協力及び援助</p> <p>ウ．本運動の実施に必要な情報等の提供</p>	<p>害被災地においては、まずは被災地の復旧・復興を最優先し、可能な範囲で柔軟に対応していただきたい。</p> <p>ア．報道機関等への情報、資料の提供及びその協力による本運動の目標達成のための広報活動</p> <p>イ．保健所活動を中心とした小規模水道、簡易専用水道等の貯水槽、飲用井戸等の衛生確保に関する広報活動</p> <p>ウ．水道事業者等の行う本運動に対する指導及び援助</p> <p>(3) 協力団体</p> <p>各団体の機能に応じ、広報計画、実施計画を作成し、本運動の推進を図るものとし、概ね次に掲げる事項について実施する。</p> <p>ア．機関誌等の媒体、傘下会員等を通じた広報活動、及び関係行事の開催</p> <p>イ．各行事の実施に対する協力及び援助</p> <p>ウ．本運動の実施に必要な情報等の提供</p>